

事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（案）
（特定事業主行動計画に係る部分）に対する意見募集の実施について

令和 7 年 10 月 28 日
内閣府男女共同参画局

内閣府男女共同参画局では、事業主行動計画策定指針の一部を改正する告示案の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から本案に対する御意見を頂きたく、下記の要領で御意見を募集いたします。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1 意見募集対象

事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（案）
（特定事業主行動計画に係る部分）

2 資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

（２）内閣府男女共同参画局への郵送依頼

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣府男女共同参画局推進課 女性活躍推進係 宛て

※返信用封筒（A4 の書類が入るものに 510 円分の切手を貼り、住所及び氏名を記入したもの）を同封の上、上記の宛先に送付してください。

3 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和 7 年 10 月 28 日（火）～令和 7 年 11 月 26 日（水）（当日消印有効）

4 意見提出先・提出方法

日本語にて、意見募集フォーム又は別紙の意見提出様式に記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（１）インターネット上の意見募集フォーム

下記の意見募集フォームからお送りください。

https://form.cao.go.jp/lets_jokatsu/opinion-0111.html

※意見募集フォーム内の案内に従って御記入ください。

※文字化けを防ぐため、半角カナ、丸文字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の住所宛てにお送りください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府男女共同参画局推進課 女性活躍推進係 宛て

※封書の場合は、必ず封書表面に「事業主行動計画策定指針の改正に関する意見在中」と記入してください。

5 その他

〈意見の取扱いについて〉

意見募集対象以外の御意見及び頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、電子メールアドレス等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

〈電子メールでの提出について〉

「4 意見提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

電子メールアドレス：g.josei.p6f※cao.go.jp

※スパムメール防止のため、「@」を「※」としております。送信の際には恐れ入りますが、「※」を「@」（半角）に変換し、お送りください。

※件名は「事業主行動計画策定指針の改正に関する意見」としてお送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

6 お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課 女性活躍推進係

TEL：03-6257-1360

(別紙様式)

令和 年 月 日

事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（案）（特定事業主行動計画に係る部分）に関する意見

氏名（個人の場合） 又は団体名（部署名及び担当者名）	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
性別 (該当するものに○を付けてください)	1. 男 2. 女 3. その他 4. 団体として提出
年代別 (該当するものに○を付けてください)	1. 10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代 8. 80代 9. 団体として提出
職業 (該当するものに○を付けてください)	1. 会社員 2. 会社役員 3. 自営業 4. 公務員 5. 学生 6. 主夫 7. その他 8. 団体として提出
御意見 (別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付してください。)	